離婚したいと思ったときは、どのようなことに気を付けたらいいですか。

離婚するのに決めなければいけないことは、①住まいのこと、②お金のこと、③子どものことがあります。これからの将来に関することばかりですので、どれも大事なのですが、特に①どこで住むかを決めることがまず大切だと思います。

たとえば、別居をするときに、ⅰ あなたが自宅から出ていくのか、それとも旦那さんが出ていくのか、ⅱ 出ていく場合には実家に戻るのか、アパートを借りるのか、ⅲ 転居先は小学校などの転校を伴うかなどです。

お金のことについては、どのようなことに気を付けたらいいですか。

お金の問題については、①財産分与、②養育費、③慰謝料をどうするかを決めなければいけません。
①財産分与は、婚姻中に築いた別居時の財産を半分に分けるのが原則です。子どもの学資保険なども対象になります。
②養育費は、あなたと旦那さんの年収をもとにして決めます。裁判所では、当事者の年収、扶養する子どもの人数や年齢に応じて定めた算定表を使って養育費の金額を決めています。
③慰謝料については、不貞行為やDV暴力などの原因がないと払ってもらうのは困難です。

子どものことについては、どのようなことに気を付けたらいいですか。

子どものことについては、①あなたと旦那さんのどちらが親権者となるのか、②親権又は監護権を有していない親（非監護親）との面会交流をどうするのかという問題があります。

①親権については、ⅰ子どもが生まれてから現在に至るまで子の監護養育を主に担ってきたのはどちらか、ⅱ現在子どもを監護しているのはどちらか、ⅲ監護態勢・環境に問題はないか、ⅳ監護能力、適格はあるかなどを考慮して決めます。子どもの年齢によっては、子どもの意思が問題になることもあります。

②面会交流については、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと定められていますが、双方の立場によって子の利益のとらえ方が異なることが多くあり、その回数、場所、方法などをめぐり対立してまうことがよくあります。客観的にみて子どもにとって何が幸せなのかをよく話し合う必要があります。